

今治市農業委員会 総会 議事録

1. 開催日時 令和6年2月9日(金)

午後2時00分から午後2時35分まで

2. 開催場所 今治市役所 本庁 第2別館11階 特別会議室1、2号

3. 農業委員の定数及び出欠等

定数 24名(現に在任する委員 23名)

議長(会長) 12番 桑田 誠(会議規則第7条)

出席委員数 20名

【1番】矢野 丈一

【5番】井出 秀司

【6番】高宮 出

【7番】近藤 徹也

【8番】益田 志郎

【10番】渡部 弥栄

【11番】越智 信彦

【12番】桑田 誠

【13番】青木 久子

【14番】越智 千保子

【15番】新居田 守

【16番】渡部 正義

【17番】村上 晋太郎

【18番】岡田 勝利

【19番】河野 哲也

【20番】白石 義廣

【21番】藤原 清久

【22番】藤井 進也

【23番】木村 誠

【24番】近松 安文

欠席委員数 3名

【2番】渡邊 節夫

【4番】岡林 興通

【9番】竹田 清隆

4. 議事に関与する職員

局長 木村 仁士

次長 新居田 伸一郎

主査 江頭 好治

5. 議事

【農地法関係議案】

議案第 75 号

農地法第 2 条第 1 項の「農地」の判断について（受付番号 1～10）

議案第 76 号

農地法第 3 条の規定による許可申請について（受付番号 1～6）

議案第 77 号

農地法第 4 条の規定による許可申請について（受付番号 1～2）

議案第 78 号

農地法第 5 条の規定による許可申請について（受付番号 1～3）

議案第 79 号

農業振興地域整備計画変更（除外）について（受付番号 1～2）

議案第 80 号

農用地利用集積計画関係について（受付番号 1～143）

議案第 81 号

農用地利用集積計画関係（解除条件付）について（受付番号 1～7）

議案第 82 号

農用地利用集積計画関係（一括方式）について（受付番号 1～10）

報告第 44 号

農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について（受付番号 1～15）

報告第 45 号

農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について（受付番号 1～2）

報告第 46 号

農地法第 5 条第 1 項第 6 号規定による届出について（受付番号 1～7）

報告第 47 号

農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について（受付番号 1～5）

6. 議事録

事務局	定刻が参りましたので、ただ今から「令和5年度 第12回総会」を始めさせていただきます。 本日は、委員23名中20名の出席となっており、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による過半数に達しておりますので、本会が成立していることをご報告いたします。 なお、総会の議長につきましては、「今治市農業委員会会議規則第7条」により会長が議長を務めることになっておりますので、以降の議事進行につきましては、桑田会長により進めていただきます。
議長	それでは、ただ今から「令和5年度 第12回総会」を開会いたします。 事務局から説明がありましたとおり、規則により私が議長を務めさせていただきます。議事運営にご協力よろしく願いいたします。 まず、本日の議事録署名人を指名させていただきます。 今回は、議事録署名人に【8番】益田 志郎委員、【20番】白石 義廣委員の両委員を私から指名させていただきます。 なお、本日の議案審議におきましては、「農業委員会等に関する法律第31条」により、議案の利害関係者に該当する農業委員は、議事参与の制限がありますので、該当する議案につきましては、議決に対するご発言をお控えいただきますようお願いいたします。
議長	それでは、議案の審議に入ります。 議案第75号 農地法第2条第1項の「農地」の判断について事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、ご説明いたします。議案書1ページをお開きください。 議案第75号は、農地法第2条第1項の「農地」の判断についてでございます。 [受付番号1] 申請地は長沢にある農地5筆で、登記地目は田、畑、面積は合計1,415㎡でございます。 [受付番号2] 申請地は朝倉下にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は827㎡でございます。 [受付番号3] 申請地は波方町森上にある農地2筆で、登記地目は畑、面積は合計2,281㎡でございます。 [受付番号4] 申請地は波方町養老にある農地1筆で、登記地目は畑、面積は698㎡でございます。 [受付番号5]

申請地は波方町西浦にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 1,640 m²でございます。

[受付番号 6]

申請地は菊間町長坂にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 161 m²でございます。

[受付番号 7]

申請地は宮窪町宮窪にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 135 m²でございます。

[受付番号 8]

申請地は上浦町甘崎にある農地 1 筆で、登記地目は畑、面積は 130 m²でございます。

[受付番号 9]

申請地は上浦町井口にある農地 2 筆で、登記地目は畑、面積は合計 72 m²でございます。

[受付番号 10]

申請地は関前大下にある農地 5 筆で、登記地目は畑、面積は合計 2,663 m²でございます。

議案書 1 ページの合計は、10 件、20 筆、面積 10,022 m²となっております。地元委員 1 ～3 名、事務局で現地調査を行い、その後、各小委員会において審議の結果、国から示された「農地法の運用について」第 4（4）アの「その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合」に該当しており、非農地であるとの意見でありました。

以上で、説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 （意見、質問なし）

議長 原案どおり非農地と判断することに、ご異議ございませんか。

全員 （異議なし）

議長 それでは、原案どおり非農地と判断いたします。

議長 続きまして、議案第 76 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。議案書 2 ページをお開きください。議案第 76 号は、農地法第 3 条の規定による許可申請についてでございます。

[受付番号 1]

譲受人は〇〇才の薬剤師、申請地は4筆で、地目は田または畑、面積は合計3,021㎡で、現在、水稻または野菜を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 2]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は1筆で、地目は田、面積は380㎡で、現在、水稻を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、贈与による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 3]

譲受人は〇〇才の農業者、申請地は5筆で、地目は田または畑、面積は合計3,624㎡で、現在、水稻または野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 4]

譲受人は〇〇才の農業者兼会社役員、申請地は1筆で、地目は畑、面積は302㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が新規就農のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 5]

譲受人は〇〇才の農業者兼会社員、申請地は2筆で、地目は畑、面積は合計560㎡で、現在、野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

[受付番号 6]

譲受人は〇〇才の農業者兼会社役員、申請地は3筆で、地目は田または畑、面積は合計1,398㎡で、現在、水稻または野菜を栽培しております。今回、譲受人が規模拡大のため、売買による所有権移転を受けるものであります。

続きまして、お手元にお配りしている農地法第3条第1項許可申請に係る申請書ごとの要件確認書をご覧ください。

農地法第3条第1項許可申請に係る要件確認書は1ページから12ページまでです。

それでは、農地法第3条に基づく審査基準を要約して説明いたします。

①譲受人等がその取得後において、機械の所有状況、農作業に従事する者の数等からみて、すべての農地において効率的に利用して耕作される考えや能力があるかどうか

②農地所有適格法人以外の法人が取得しようとしていないか

③信託の引受けにより権利を取得しようとしていないか

④譲受人等が農作業に常時従事しているかどうか

⑤小作地を他人に転貸、質入れしていないか
⑥農地の集団化や周辺地域の総合的利用等に支障を生ずることがないか
ということでございます。

今回の案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果は、要件確認書のとおりとなっており、許可要件の全てを満たしていると考えられ、適当であります。また、地区小委員会におきましても、現地確認の上、適当との意見となっております。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 許可することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、許可することといたします。

議長 続きまして、
議案第 77 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 78 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、まず議案第 77 号について、ご説明いたします。
議案書 3 ページをお開きください。

[受付番号 1]

申請人は農業者 1 名、申請地は清水地区新谷の 2 筆で、地目はいずれも畑、転用面積は合計 310 m²でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が農家住宅の敷地拡張するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、申請人は、申請地を隣接する宅地と一体利用して進入路及び居宅の一部として農家住宅の敷地拡張をしようとするものでござい

申請年月日、農業委員会の受付日は令和6年1月15日で、許可日から令和6年3月31日までに事業を完了する予定となっております。

なお、本件は違反案件であります。第2小委員会で協議を行い、追認もやむを得ないとの判断に至っております。

違反内容につきましては、違反転用報告書をご覧ください。

[受付番号2]

申請人は農業者兼会社員の1名、申請地は大西地区別府の1筆で、地目は畑、転用面積は365㎡の内0.056㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、申請人が営農型太陽光発電施設を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、申請人は、申請地にシキミを植えて営農を行いながら支柱を立てて太陽光パネルを設置する営農型太陽光発電設備を設置するため、太陽光パネルの支柱基礎部分の一時転用をしようとするものでございます。なお、一時転用期間は3年間となっております。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和6年1月15日で、許可日から令和6年5月31日までに事業を完了する予定となっております。

続きまして、議案第78号について、ご説明いたします。

議案書4ページをお開きください。

[受付番号1]

譲受人は土木、建築事業等を営む法人、譲渡人は無職の者1名、申請地は清水地区中寺の2筆で、地目はいずれも田、転用面積は合計1,113㎡でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第3種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が露天資材置場及び露天駐車を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は事業拡大に伴い資材置場及び駐車場が不足していることから申請地を賃貸借し、露天資材置場及び露天駐車を整備しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和6年1月15日で、許可日から令和6年5月31日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 2]

譲受人は売電・電気供給事業等を営む法人、譲渡人は無職の者 1 名、申請地は清水地区新谷の 2 筆で、地目はいずれも田、転用面積は合計 2,236 m²でございます。

この申請地は市街化調整区域であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が太陽光発電施設を整備するにあたり、必要な条件の整った土地は申請地以外にないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は売電事業始めるにあたり、日照量が多く太陽光発電に適している申請地を購入し、太陽光発電施設を設置しようとするものでございます。

申請年月日、農業委員会の受付日は令和 6 年 1 月 15 日で、許可日から令和 6 年 3 月 31 日までに事業を完了する予定となっております。

[受付番号 3]

譲受人は農業者 1 名、譲渡人は無職の者 1 名、申請地は吉海地区本庄の 1 筆で、地目は畑、転用面積は 101 m²でございます。

この申請地は都市計画区域外であり、農地の区分につきましては、付近に第 3 種農地に該当する施設も見当たらず、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第 2 種農地と判断され、申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより、当該申請に係る事業の目的を達成することが出来るかどうかにつきましては、譲受人が宅付近で自家用駐車場を整備するにあたり、必要な条件を満たすのは申請地しかないとの申出であり、農地の区分と転用目的は問題ないと思われま。

事業計画につきましては、譲受人は遠方に居住する息子が農業の手伝いの来る際に息子の自家用車を駐車する場所がないことから、譲渡人から申請地を購入し自家用駐車場を整備しようとするものでございます。

申請年月日農業委員会の受付日は令和 6 年 1 月 15 日で、許可日から令和 6 年 4 月 30 日までに事業を完了する予定となっております。

続きまして、手元にお配りしている農地法第 4 条及び第 5 条許可申請に係る申請書ごとの要件確認書の 13 ページ以降をご覧ください。

それでは農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

農地法に基づく農地転用許可の検討事項を要約いたしますと、

- ① 農地の区分と転用目的の妥当性が適当であるか

- ② 資力及び信用が適当であるか
- ③ 転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況があるか
- ④ 許可を受けた後申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性があるか
- ⑤ 申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等の処分を必要とする場合において、その見込みが確実であるか
- ⑥ 申請に係る農地と一体として申請に係る事業の目的に供する土地を利用する見込みが確実であるか
- ⑦ 申請に係る計画面積の妥当性が適当であるか、宅地の造成のみを目的とする場合においてはその妥当性が適当であるか
- ⑧ 周辺の農地等に係る営農条件への支障がないか
- ⑨ 一時転用である場合にはその妥当性が適当であるか

ということでございます。

それぞれの案件について、審査基準のすべての項目ごとに、申請書等に記載された内容が当該基準に適合しているかどうか検討した結果については、ご覧いただいておりますそれぞれの要件確認書のとおりとなっており、いずれも適当であります。

また、地区小委員会におきましても、いずれも適当との意見となっております。以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 原案どおり、転用はやむを得ないものとして知事に進達することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、転用はやむを得ないものとして知事に進達いたします。
なお、[議案第 77 号の受付番号 2]は、申請地が農業振興地域内の農地に該当するため、農業会議の意見を聴いたうえで、知事に進達いたします。

議長 続きまして、議案第 79 号 農業振興地域整備計画変更(除外)について事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。議案書 5 ページをお開きください。
議案第 79 号は、農振農用地区域からの除外について、今治市長から農業委員会の意見を求められているものでございます。

[受付番号 1]

申請者は、転用者が建築する農家住宅に土地を供するため、桜井地区国分の申請地を農用地区域内農地から除外するものであります。

[受付番号 2]

申請者は、転用者が建築する農家住宅に土地を供するため、清水地区中寺の申請地を農用地区域内農地から除外するものであります。

なお、本件については、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項第 1 号の、除外申請地の他に代替地がないという要件を満たし、また、同じく第 2 号から第 5 号までの各要件も満たしております。

以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 承認することに、ご異議ございませんか。

全員 (異議なし)

議長 それでは、承認することにいたします。

議長 続きまして、
議案第 80 号 農用地利用集積計画関係について
議案第 81 号 農用地利用集積計画関係(解除条件付)について
一括して事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、ご説明いたします。本日、お手元にお配りしております A3 版の「農用地利用集積計画関係」の議案書をご覧ください。議案書 1 ページから 12 ページまでの議案第 80 号、13 ページの議案第 81 号は関連しておりますので、一括してご説明いたします。

両議案は、今治市長から農用地利用集積計画の決定を求められています。

これらは利用権設定の関係でありまして、今治市全体の計画が議案書 1 ページから 12 ページまでの案件について、新規 72 件、更新 71 件、合計 143 件、面積は 262,668.41 m²となっております。また、議案書 13 ページにつきましては、農地所有適格法人以外の法人への貸借となっており、解除条件が付されております。今治市全体の計画が新規 4 件、更新 3 件、合計 7 件、面積は 18,748 m²となっております。要件につきましては、市の農林水産課が確認の結果、問題ないとの報告を受けております。

それぞれの小委員会で内容について審査していただいた結果、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、旧農業経

	営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件である市の基本構想に適合しており、各委員の意見は、「適当である。」とのことでした。以上で説明を終わります。
議長	説明が終わりました。 以上の農用地利用集積計画は、いずれも適当との意見であります。 農用地利用集積計画について、ご意見、ご質問ありませんか。
全員	(意見、質問なし)
議長	それでは、農用地利用集積計画につきましては、原案どおり決定ということでよろしいでしょうか。
全員	(異議なし)
議長	それでは原案どおり決定いたします。
議長	続きまして、 議案第 82 号 農用地利用集積計画関係(一括方式)について 事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、ご説明いたします。本日お配りした議案書の 14 ページをお開きください。 議案第 82 号は、農用地利用集積計画関係についてでございます。これは、今治市長から一括方式農用地利用集積計画の決定を求められているものです。 今治市全体の計画が、新規 2 件、更新 6 件、合計 8 件、面積は 27,267 ㎡となっております。第 3 小委員会でご内容について審査していただいた結果、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、旧農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件である市の基本構想に適合しており、各委員の意見は、「適当である。」とのことでした。 以上で、説明を終わります。
議長	説明が終わりました。 以上の農用地利用集積計画は、いずれも適当との意見であります。 農用地利用集積計画について、ご意見、ご質問ありませんか。
全員	(意見、質問なし)
議長	それでは、農用地利用集積計画につきましては、原案どおり決定ということでよろしいでしょうか。
全員	(異議なし)

議長 | それでは原案どおり決定いたします。

議長 | 続きまして、
報告第 44 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
報告第 45 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による届出について
報告第 46 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号規定による届出について
報告第 47 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について
一括して事務局の説明を求めます。

事務局 | それではご説明いたします。
議案書 6 ページから 8 ページの報告第 44 号 農地法第 3 条の 3 の届出につきましては、許可を受ける必要のない権利取得の届出で、今月は 15 件の届出がありました。取得事由は受付番号 7 が持分放棄、その外は相続であり、権利内容は全て所有権でありました。
議案書 9 ページの報告第 45 号農地法第 4 条の届出につきましては、市街化区域内の権利移転を伴わない転用でありまして、今月は 2 件の届出があり、合計面積は 279 m²でありました。
議案書 10 ページの報告第 46 号農地法第 5 条の届出につきましては、市街化区域内の権利移転を伴う転用でありまして、今月は 7 件の届出があり、合計面積は 5,671 m²でありました。
報告第 45 号及び第 46 号につきましては、地元委員又は小委員会において、小作地でもなく転用について問題ないとの意見を受けております。
なお、報告第 44 号から第 46 号までは、いずれも受理済の案件でありますので、個々の説明は省略させていただきます。
続きまして、議案書 11 ページの報告第 47 号は、農地法第 18 条第 6 項の通知でございます。
[受付番号 1]
令和 5 年 12 月 25 日、転用目的で合意が成立、反対給付は「なし」となっております。
[受付番号 2]
令和 5 年 12 月 18 日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付は「なし」となっております。
[受付番号 3]
令和 6 年 1 月 7 日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付は「なし」となっております。
[受付番号 4]
令和 6 年 1 月 6 日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付は「なし」となっております。
[受付番号 5]
令和 4 年 11 月 11 日、受人の耕作目的で合意が成立、反対給付は「なし」とな

っております。
以上で説明を終わります。

議長 説明が終わりましたが、ご意見、ご質問ありませんか。

全員 (意見、質問なし)

議長 報告事項でありますので、ご了承願います。

議長 それでは、本日予定しておりました議案につきましては、以上をもちまして全て終了いたしました。せっかくの機会でございますので、何かございませんか。

全員 (意見なし)

議長 意見もないようですので、以上で本日の総会を閉会いたします。お疲れ様でした。